

独占禁止法審査手続についての懇談会（第6回）議事録

1 日時 平成26年5月30日（金）10:00～12:00

2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（懇談会委員）

座長 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

座長代理 舟田 正之 立教大学名誉教授

委員 青柳 馨 日本大学大学院法務研究科教授

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

及川 勝 全国中小企業団体中央会政策推進部長

大沢 陽一郎 株式会社読売新聞東京本社論説委員

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授

河野 康子 全国消費者団体連絡会事務局長

榊原 美紀 日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員
弁護士

泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

三村 優美子 青山学院大学経営学部教授

矢吹 公敏 弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）公正取引委員会からの補足説明

（3）論点整理のための自由討議

（4）閉会

5 議事録

○宇賀座長 それでは、全員おそろいのようにございますので、ただいまより第6回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、川島委員と村上委員が所用のため御欠席でございます。

最初に、本日は稲田内閣府特命担当大臣に御出席をいただいておりますので、稲田大臣から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○稲田大臣 委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

第2回から前回までの本懇談会におけるヒアリングでは、公正取引委員会の行政調査手続について、調査を受ける者の防御権に関する具体的な要望、また御意見を示していただいたところでございます。また、それらに対する公正取引委員会の考えも伺ったところでございます。

本日は、これまでのヒアリング結果を踏まえまして、今後、本懇談会で検討を進めていく事項を整理をしていただくと伺っております。先生方におかれましては、本日も活発な御議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、資料について説明いたします。本日は、事務局作成の資料1の「論点整理（案）」と、その参考資料を2つお配りしています。そして、資料1の「論点整理（案）」に関して、事前に委員から提出されました意見を別途お配りしていますので、御確認をお願いいたします。また、この後、御説明いたします「公正取引委員会への質問事項」もお配りしております。

本日は、「論点整理のための自由討議」を行う予定でございますが、その前に「公正取引委員会からの補足説明」の時間を取りたいと存じます。前回の懇談会では、公正取引委員会からのヒアリングを実施し、それまでのヒアリングで示された防御権に関する要望や、意見に対する公正取引委員会の考え方を伺いました。本日の論点整理の前に、公正取引委員会に確認しておきたい事項があれば、事務局にお寄せいただくよう、事務局を通じてお願いしておりましたところ、幾つかの質問事項が寄せられましたので、まずはそれらの質問について公正取引委員会から回答を伺うこととしたいと存じます。

それでは、公正取引委員会の松尾経済取引局長から御説明をお願いいたします。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 松尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日、特段の資料は用意してございませんが、委員の方々から事前にいただきました御質問につきまして、お手元に配布されております質問事項の順番に沿って回答させていただきたいと考えております。

まず、問1でございますが、リニエンシー制度の導入後の中小企業の違反件数及びその

資本金額、従業員数を示してもらいたいという質問をいただいたところでございます。

この点につきましては、申し訳ございませんが、当委員会で御質問いただいた中小企業の違反件数等についてのデータを現在持ち合わせてございませんので、回答することができません。この点、御了承いただければと考えております。

次に、問2でございしますが、IT機器による留置物の謄写を現状認めているかについて御質問をいただいたところでございます。

この点につきましては、既に現在の運用におきましても、事件関係人からの申出に応じてハンディスキャナー、デジタルカメラ等による謄写も認めておるところでございます。

続いて、問3、問4でございします。秘匿特権に関し、秘匿特権に該当するような文書自体が違反行為を立証する証拠になるとは考えにくく、当委員会が懸念するような証拠隠滅にはつながらない。また、過去に秘匿特権に該当するような文書がなければ、具体的に立証できなかった事案があるか否かについて御質問がございました。

この点につきましては、2つ関連する質問でございしますので、併せて回答させていただきたいと思ひます。前回の会合で説明いたしましたとおり、これまでに秘匿特権の対象となるような弁護士との通信文書が立証のための決定的な証拠となったとまでいえる事案はないと考えております。ただし、例えば、過去の審判事件におきまして、事業者が弁護士との間で実際に行われている行為の違反の該当性を検討しているやり取りの文書につきまして、事業者側の主張に対する反証として使用した事例があるなど、弁護士とのやり取りが記載された文書が証拠として必要とされた事案はございします。そもそも独占禁止法事件では物証が少なく、弁護士の作成した文書や、弁護士と依頼者との間の通信文書でございしても、違反事実を示す内容であれば、違反を立証する上で有用な証拠となり得るものでございします。したがいまして、そのような場合には、秘匿特権の対象となるような文書であっても、当然、立証のために証拠として使用せざるを得ないのでありまして、今後もそうしていくことになると考えておるところでございます。

また、このような文書自体を証拠として用いない場合でありまして、それを取っかかりといたしまして別の証拠を得ることもございします。そのため、秘匿特権の対象となり得る文書が違反行為を立証する証拠となり得るにもかかわらず、そのような証拠を押さえられないということは、立証するための証拠が減少するという具体的な弊害を生じることになると考えておるところでございます。

続いて、問5でございします。供述聴取時の弁護士の立会いについて、弁護士の役割や立会い時期・時間や方法等を明確に規定することによって、調査に支障の生じない方法にて行われればよいと考えるが、それでも公正取引委員会は弁護士の立会いを認めないということかという御質問をいただいたところでございします。

当委員会といたしましては、前回の会合で御説明したとおり、現行の制度の下におきましては、供述聴取時の弁護士の立会いを認めることは実態解明機能に支障を生じるものでございまして、そのことは仮に弁護士の役割や立会いの時期等を検討しても変わらないも

のと考えておるところでございます。

弁護士が立ち会った場合の具体的な支障についても前回の会合で申し上げたとおりでございますが、欧米とは異なり、調査協力へのインセンティブ、調査非協力のディスインセンティブが不十分であり、また、高い立証水準が求められ、供述聴取が必要不可欠となっている我が国の現状におきまして、弁護士の立会いを認めた場合には実態解明機能とのバランスが崩れることは明らかであると考えておるところでございます。

このことは、例えば、弁護士は立ち会うだけで口は出さないというようなやり方や、供述調書の読み聞かせ、閲読の時間のみ立ち合わせるといったような場合でも、従業員が社内処分を恐れて萎縮してしまい、従業員の違反行為の内容や、違反行為への関与を話すインセンティブは低くなることであっても、決して高まることはないと考えておりますし、供述調整が行われやすくなるなどの支障も生じることとなります。

以上を踏まえますと、当委員会といたしましては、弁護士の立会いにつきましては、どのような方法にせよ、実態解明機能に支障が生じることになるのではないかと考えておるところでございます。

なお、法制審の議論におきましても、被疑者取調べへの弁護士の立会いを認めるべきという意見があった一方で、取調べという供述聴取方法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させるおそれがあるなどの反対意見もあり、一定の方向性を得るには至っていないと承知しているところでございます。

続いて、問6でございます。供述聴取は任意なのだから、取調べの最中であっても、供述人の希望があれば、適宜30分や1時間程度の中断をして、会社や弁護士に相談することが認められるべきではないか、それを制限することの正当化根拠はあるのかという御質問がございました。

違反事件の審査におきましては、事業者の違反被疑行為について承知しているとみられる従業員等には、供述聴取を通じて真実の解明に協力してもらう必要がございます。その際に、供述人の希望次第で頻繁に聴取を中断するというのでは、供述聴取が機能しなくなるということになりますので、供述聴取におきましては、外部との連絡は休憩時間以外は遠慮してもらいたい旨、任意の協力を求めて同意を得ているところでございます。仮に協力を得られず、任意の方法では供述調書を適切に実施できないという場合におきましては、独占禁止法の規定による罰則により陳述を行うことが担保されている審尋を行うことが考えられます。

なお、休憩時間における外部との連絡につきましては、原則として制限しておりません。また、供述聴取に当たっては、聴取の状況や供述人の都合等を勘案いたしまして、適宜適切に休憩も取っておるところでございます。

続いて、問7でございます。現状、供述人が供述後に会社等に内容を報告しようと思えばできることからすると、弁護士の立会い・調書の写しの交付・メモの録取を認めたからといって、現状と何らか変わるところはないのではないかとといった御質問をいただきまし

た。

当委員会といたしましては、前回の会合で説明いたしましたとおり、弁護士立会い、調書の写しの交付、メモの録取を認めますと、実態解明機能に支障が生じると考えておるところでございます。前回の会合の議論とも関連いたしますが、供述人が供述後に会社又は弁護士に報告している内容と、供述人が当委員会で供述した内容が必ずしも一致しているとは限らないということでございます。例えば、審査官の説得に応じて真実を供述したが、社内処分等を恐れ、会社等には違反行為への自らの関与についての供述や上司の関与についての供述を全部は報告しないことなどは十分想定されるところでございます。

このような状況を踏まえますと、会社の弁護士の立会いを認めた場合には、供述人の供述内容が直ちに会社等に伝わることとなるため、一層供述に萎縮してしまい、現状、辛うじて供述聴取で行われている従業員の良心に訴えることによる実態解明ができなくなることは明らかであると考えておるところでございます。

また、供述人が供述内容をそのとおりに会社等に報告するという前提に立った場合でございまして、弁護士の立会い、供述調書の写しの交付、メモの録取を認めた場合には、審査官と供述人の間のやり取りの詳細や、立証に用いる供述内容の一言一句が会社側に伝わることなどにより、供述調整が一層容易になるおそれがございまして、供述聴取が機能しなくなるものと考えております。

なお、メモの録取につきましては、審査官の質問や供述した内容について正確にメモを取ることに集中してしまい、審査官の質問に真摯に対応しなくなるおそれがあることから、適当ではないと考えておるところでございます。

続いて、問8でございます。上司や社長から危害を加えられることを恐れて供述を拒否した実例が存在するののかというお尋ねにつきましては、従業員が供述を拒否する理由として、上司や社長から自分や親族の生命身体に危害を加えられるので事実を供述できないと述べた事例は承知しておりませんが、独禁法違反事件におきましても、従業員は社内処分等の将来的な不利益を恐れて会社の意に反した供述を躊躇することは当然考えられるところでございます。ただし、従業員が供述を拒否する場合に、その理由については審査官に正直に伝えるということは考えにくいところございまして、社内処分が怖いので供述できない、上司から供述しないよう懲罰されたので供述できないなどと明確に供述し、調書化された事例は多くはございません。

しかしながら、実際に、個々の審査官の経験といたしましては、供述を求めたところ、会社に知れると困るので話せないと言われた者、当初、供述を拒否していたが、会社が協力を転じたため、供述を始めた者、当初供述していたが、会社から供述しないよう示唆され、供述を拒否し始めた者、違反事実を話したことを会社に知られると困るので、調書化しないという条件で審査官に供述した者がございまして、供述内容に会社の影響が及んでいることが推認される事例につきましては、相当数存在するところでございます。

続いて、問9でございますが、取消訴訟における供述調書の信用性等が問われた事例が

1割あるという件について、2つの御質問をいただいたところでございます。

1点目につきましては、本日の回答や、第5回の懇談会において回答した内容とも関連いたしますが、会社の中で、個々の従業員がどのように供述内容を報告しているのかは、我々としては承知しておるところではございませんが、違反行為に関与していた従業員は事業者の影響下にあり、否認の戦略を採る会社において事業者に不利益となる供述はしにくい状況でございます。こうした状況において会社に不利益となる供述をした場合、自分に対する社内処分など、社内的に将来不利になると考え、その結果、会社又は従業員本人が既に供述した内容を否定するために、当委員会の供述聴取が不当なものであったと主張することは多分にあるのではないかと考えておるところでございます。

2点目につきましては、先日、約1割と申しあげました数字の母数についてでございますが、これまでの全ての審決取消訴訟判決となっております。これは、被処分者が提起した取消訴訟に係る判決に限っており、また、景品表示法に係るものを除いておりますが、件数にいたしますと102件となっております。そのうち審査官による不当な供述聴取が行われたなどとして争われた判決数が11件ございまして、このとおり約1割となっております。

なお、いずれの判決においても、供述調書の任意性等については数ある争点の1つであり、これのみが争われたという判決はございません。

続いて、問10でございますが、当委員会が実施している講習会等のカリキュラムについてお尋ねがございました。当委員会が行う講習会のカリキュラムは、講習会の趣旨、目的により異なる部分があるものの、一般的には競争政策の意義、独占禁止法の目的、禁止行為、排除措置命令、課徴金納付命令、課徴金減免制度等の概要の説明を行っているところでございます。

続いて、問11でございますが、欧米では既に審査手続に関する詳細なマニュアルが公開されているが、日本では公開されていない。なぜそのような違いが生じるのかといった質問をいただきました。

米国及びEUのマニュアルにおきましては、当局に与えられた権限、審査の手順等が記載されておりますが、いずれのマニュアルにおきましても、審査手法に関連するようなことを開示しているわけではございません。日本におきましても、委員会、その職員等に与えられた権限、審査の手順等については、法律、規則等に規定され、当委員会のウェブサイトでも公表しているところでございますので、欧米との違いといたしましては、1つの文書としてまとまっているのか否か、という点ではないかと考えておるところでございます。

続いて、問12でございますが、同じくマニュアルを公表することによって、具体的などのような不都合があるのかについての御質問をいただきました。

既に第5回の懇談会で御説明いたしましたとおり、当委員会の事件審査に関して、審査手続の様々な局面において職員が留意すべき点等について文書で内部向けに周知している

ところでございますが、その内容には具体的な審査の手法や着眼点等が含まれておりまして、それらを明らかにすることは、証拠隠滅や口裏合わせ等が容易に行われるおそれがあるなど、公正取引委員会の事件審査に著しい支障が生じることになります。

例えば、どのような証拠を収集するのか、どのような供述を得るべきなのかといった具体的な審査の手法や着眼点等を明らかにした場合、それに応じた対策を事業者の側で採ることとなることは容易に想像できるところでございます。

他方、既に第5回の懇談会で説明したとおり、そのような手の内に関するものでもなく、審査の手順や立入検査、供述聴取、守秘義務等については、法律、規則等に規定され、明らかとなっているところであり、それ以上の内容につきましても、個別の事案において必要に応じて調査の相手方に説明しているところでございます。

ただし、この点につきましては、今後の懇談会における議論の状況等も踏まえまして、審査に支障が生じないように、内容については慎重に検討する必要があると考えておりますが、今後、必要に応じて、どのようなことができるかについて検討いたしていきたいと考えておるところでございます。

最後の問13でございますが、マニュアルの改訂頻度、最終改訂の時期、改訂される理由についての御質問がございました。マニュアルの改訂頻度、最終改訂の時期につきましては、審査の手法等に関する内容が明らかにならないという範囲で回答させていただきますと、独占禁止法の改正、審査規則の改正があった際などに適宜必要な見直しを行ってきているところでございます。

しかし、改定理由につきましては、その理由を明らかにすることにより、審査の手法等に関する内容が明らかになる可能性があり、公正取引委員会の事件審査に支障が生じるおそれがあるため、回答は差し控えさせていただきます。

最後に、これはいただいた御質問に対する回答ではございませんが、前回の会合で公正取引委員会として使用いたしました資料につきまして、1点訂正をさせていただきたいと存じます。

前回、当委員会が提出いたしました資料2-2の7ページにおきまして、秘匿特権を導入する必要がない理由を説明しておりますが、その中で、少なくとも米国では、一部判決において当局の命令を受けて提出する場合には、秘匿特権は失われない例があると記載しておったところでございます。この点につきまして、今、申し上げましたように、一部判決ということになっておりましたが、正確には判決ではなく、裁判所の判断があったということでございます。すなわち、当局の命令を受けて提出する場合には、秘匿特権は失われないという考え方が裁判所で採用され、その後の訴訟手続が進められたと承知しておりますが、判決という形で確認ができなかったため、より正確性を期すために、今、言ったような形で訂正をさせていただければと考えているところでございます。

なお、同様の訂正につきましては、資料2-3の5ページにも同様の記載がございますので、併せて訂正させていただきます。

以上でございます。

○宇賀座長 ただいまの公正取引委員会からの説明に関しまして、論点整理のための自由討議に入る前の段階で、公正取引委員会に確認しておかなければならない事項がございますでしょうか。

矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員 どうもありがとうございます。

今の御説明の中で、幾つかコメントを差し上げて、それに対してお答えをいただきたい点があります。

最初に、秘匿特権ですけれども、直接当事者なので、なかなか中立な立場で申し上げられないのですが、JASRAC 事件で、私が作成して依頼者に提出した弁護士の JASRAC に対する非常に詳細な弁護士意見書が証拠として審査官から提出されました。それは、事件で論点となっている包括契約、包括徴収についての論点は記載されていますけれども、問題になった違反とされる行為については何も記載されていません。それが作成されたのも審査対象として立入りがされる 1 年以上前のことであって、JASRAC から、JASRAC の事業に関する独占禁止法の問題点について検討してほしいということで検討し、意見交換をして意見書として提出したものです。

これが証拠として出た理由は、公正取引委員会は、審査官によれば、それだけコンプライアンスを十分にやっているということは、独占禁止法に対して非常に意識が高い。したがって、今回違反したことは、違反する意図が明らかにあるのだというような、全くコンプライアンスと逆の立証趣旨でお出しになっていたわけです。これをもって、今の、例がないとか、例えば、証拠と関連する論点があったとかということなのかどうか、私、当事者なので、直接聞くのも申し訳ないのですけれども、今の点を聞かせていただきたいと思えます。

ちなみに、この前、申し上げたように、高裁でも地裁でも、これは開示するのには非常に懸念があるとおっしゃっていただいていますし、今は最高裁で検討していただいているところです。それが 1 点目です。

それから、2 つ目に、弁護士の立会権ですけれども、会社側の弁護士が出るいろいろな萎縮効果があるとおっしゃっているのですが、英米では特に、そして最近、日本でも、公正取引委員会が認める場合には、会社側の弁護士ではなくて、その個人に付いている弁護士、会社は費用を払っていますが、会社と利害が反すれば、個人のために働いていいという了解で採用している個人のための弁護士が立ち会っているわけです。したがって、個人のために働くわけですから、個人に対する助言をして、個人が不安に思えば、それを解消するように努力するはずですので、先ほどの、会社の弁護士がいれば躊躇を覚えるとか、いろいろおっしゃっていることは、個人の弁護士が参加する場合には当てはまらないのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

3 つ目ですけれども、やはり弁護士の立会権、問 5 のところですけれども、日本では立

証が非常に高いレベルとおっしゃっていますが、英米では、合理的な疑いを入れない程度にという日本以上に大変高い立証のレベルです。それは刑事手続だからです。日本は、民事と同じであれば証拠の優越性、そうでなくても蓋然性という、証拠の合理的な疑いを入れない程度よりは低いレベルであろうと理解していますが、その理解は正しくないということかどうかについてお答えください。

以上3点、よろしく申し上げます。

○山口公正取引委員会審査局企画室長 お答えいたします。

まず、JASRACの事件につきまして、独禁法違反への意識が高いことの立証をするというのは、コンプライアンスを進めていくことと反対方向なのではないかという御指摘かと承りましたけれども、我々が立証しようとしたのは、最終的には排除の効果でございます。その排除の効果を推認させる材料の1つといたしまして、JASRAC側から、自分たちは、この行為は独占禁止法違反だと思ったことは一度もない、問題のない行為であるという御主張がありましたところ、いや、そうではないのではないかと、JASRACのほうでも独禁法違反だということを十分認識されていたのではないかとということが最終的な要件の立証に向けた推認の材料になると考えまして、証拠として提出させていただいたものでございます。

2点目の弁護士の立会権につきまして、個人の弁護士であれば萎縮の効果はないのではないかと御指摘だったかと思えます。会社が費用を支払っている弁護士の場合、個人が依頼をした、個人が顧客という形であり、利害が反すれば個人のために働いてよいということを会社がおっしゃったとしても、会社は実質的に、その費用を支払っているということを通じて影響力を持つものと思えます。

米国でも、個人の弁護士と言いながら、会社が費用を負担する場合は相当数ある。そして、そういう場合に、会社がその弁護士を通じて、あるいはその従業員に対して依頼をして、その供述の内容について、会社が費用を出しているのだから、会社と情報を共有してくれないかということは往々にしてあるように聞いております。そのような状況においては、会社が雇った弁護士と同じではありませんけれども、類似の影響というものはあるのではないかと思うところです。

また、もし仮に費用も個人が支払っている、純然たる個人の弁護士でありましたとしても、その場合には会社との関係での相反ですとか、萎縮ということはないのだろうと思えますけれども、現在の日本の状況におきましては、個人自身も社内処分を恐れて、会社の意向には逆らえない状況にございますので、会社が否認を求め、否認が利益の状況においては、従業員も自分が処分を受けないために会社に従って否認をすることが自分自身の利益であるという状況にあるものと思えます。したがって、純然たる個人の弁護士であっても、正にその個人の利益のために否認を助けることになるのではないかと考えております。

3番目に、立証水準のお話があったかと思えます。英米の合理的な疑いを入れないと、

これは刑事の立証水準のことを矢吹先生はおっしゃったものと思いますけれども、これと現在の日本の立証水準を比べれば、さすがに英米の刑事のほうが高い水準なのではないか、これはそのとおりと思っております。

他方で、前回の当方から提出させていただきました資料 2-1 の 2 ページに書かせていただいたかと思っておりますけれども、米国におきまして、カルテルは当然違法ということでございますので、会合の機会があったことを立証し、その機会に続けて並行的に価格が上がった、並行行為があったこと、そういうことを立証できれば、それ以上の供述証拠がなくても推認ができるということが裁判所で認められてきているということがあると思っておりますので、合理的な疑いを入れないという水準自体は日本で言っているところの高度の蓋然性より高いものと思いますけれども、実際上の難易度という面では、むしろ容易な面もあるのではないかと考えております。

以上です。

○矢吹委員 済みません、長くなって申し訳ありません。簡単に二言だけコメントさせていただきます。

1 つは JASRAC ですが、公正取引委員会から違反に問われた行為については、何ら私の意見書には書いておりませんので、その行為に関する排除行為が立証できる合理的因果関係はないのではないかと私は思います。これはコメントです。

それから、2 つ目の、個人の弁護士でも、言わないように助言するのではないかということについては、弁護士は弁護士倫理に縛られていますので、嘘を言うとか、そういうことを助言することはないし、むしろ私の知っている多くの個人弁護士が付いている従業員の方は、自分のために働いてくれて非常に言いやすくなって、真実を述べることに対して自信を持たたとおっしゃっている方が圧倒的に多い、というか全員です。

それから、会社の弁護士との協働ですけれども、アメリカではジョイント・ディフェンス・アグリーメントを書面か口頭かで結びますが、もちろん、これはいつでも破棄できて、多くの事件では、個人弁護士が独自に助言をして、会社の意向とは別に司法省と取引をする、ないしは司法省に知っていることを最初に述べるといったことはよくあるのでありますから、必ず会社の弁護士と協働しているわけではないということだけ、これもコメントで申し上げたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、また御議論いただく機会は十分でございますので、「論点整理のための自由討議」に移りたいと存じます。

第 2 回の懇談会から第 5 回の懇談会では、経済団体、弁護士、関係省庁及び公正取引委員会からヒアリングを実施してまいりました。その中で、公正取引委員会の行政調査手続について、どのような要望があり、それについてはどのような意見があるのか、また、どのような点に留意する必要があるのかといったことがかなり詳細に示され、私どもの理解

も深まってきているものと思います。そこで、懇談会としては、これまでのヒアリングで示された要望や意見を踏まえ、今後、懇談会として検討していく論点を整理したいと存じます。

本日は、議論のたたき台とするため、「論点整理（案）」を事務局に用意してもらいましたので、まずは「論点整理（案）」の概要について、事務局から説明をお願いいたします。また、あらかじめ委員から書面で御提出いただいた御意見への対応の方向性についての事務局案も、併せて説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、私から、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、「論点整理（案）」でございますけれども、「論点整理（案）」は、お手元でございますかと思いますが、本文と参考資料1と2がございます。「資料1」と右上に書いておりますものと、「資料1（参考資料1）」と書いてありますものと、「資料1（参考資料2）」と書いてあるものがそれに当たるものでございます。

この論点整理でございますが、今後の懇談会の議論の参考にさせていただくことと、あと、パブリックコメントにかかけますので、意見を出そうとする方が参考にできるようにという目的で、事務局の文責で作成をさせていただいているものでございます。

本文でございますが、目次を御覧いただきますと、「1. はじめに」「2. 基本的な考え方」「3. 論点」と分けてございます。

「1. はじめに」でございますけれども、これは検討の背景となりました事情でございますとか、平成25年改正法の附則、あるいは国会における附帯決議、あるいは懇談会でこれまでヒアリングをしてきたこと、あるいはこれからパブリックコメントに付していくこと等が記載されてございます。

なお、3ページでございますが、1の（4）に記載がございますが、この「論点整理」は、各論点について主にどのような意見や指摘が出ているかを整理したものでございまして、議論の方向性を示すものではないという前提で整理をさせていただいております。

それから、「2. 基本的な考え方」でございますけれども、これは、まず、議論の前提として、独占禁止法という法律の目的と手段を書かせていただいております。また、公正取引委員会に調査権限があるということが書いてございます。

それから、その後、（1）から（5）ということで、検討に当たって必要な総論的な視点、留意点として5つ挙げさせていただいております。

なお、ここ以降でございますけれども、項目ごとに意見と考慮事項ということで、各委員やヒアリング対象者の発言ですとか、資料に記載されていた内容を挙げてございます。現状お配りしているものは、括弧書きで発言者のお名前と、あとマル数字で懇談会の何回目かということが書いてございますけれども、公表する際は、お名前の括弧書きのところは削除させていただくことを考えてございます。ただし、その場合、発言者の属性が分からないというのはよくございませんので、それぞれの発言の頭の部分に稲田大臣及び懇談

会の委員につきましては○、公取委以外のヒアリング対象者は□、公取委は■ということで振ってございます。

(1)でございますけれども、これは「事件関係人の十分な防御の確保」ということで、事件関係人の防御の確保が必要であるという御意見と、それを検討するに当たって必要であるとして御指摘のあった考慮事項を挙げてございます。

それから、(2)は「実態解明機能の確保」ということでございまして、防御について議論する際は、実態解明機能が損なわれないようにする必要があるという御意見と、それを検討するに当たって必要であるとして御指摘のあった考慮事項を挙げております。

(3)は「国内の他の行政調査手続との整合性」ということで、我が国における他の行政手続との整合性を確保する必要があるという御意見と、それを検討するに当たって必要であるとして御指摘のあった考慮事項を挙げてございます。

それから、(4)でございますが、「海外の制度・仕組みや実務との比較」ということで、海外の事例を参考にしつつ検討を行うべきであるという御意見と、それを検討するに当たって必要であるとして御指摘のあった考慮事項を挙げてございます。

(5)は「行政調査に係る制度・運用についての知識の共有」という言葉を使っておりますが、公正取引委員会の行政調査手続の制度や運用について、事業者に十分認識がされていないのではないかと、幅広く知識が共有される必要があるのではないかとという御意見と、それを検討するに当たって必要であるとして御指摘のあった考慮事項を挙げてございます。

それから、「3. 論点」でございますが、ヒアリングを通じて出てきた各論的な論点がございまして、このうち、今後、この懇談会で御検討いただくことが適当と考えられるものにつきまして、基本的に公正取引委員会の事件調査の順序に沿って整理をさせていただきます。

(1)は「立入検査時の弁護士の立会い」を認めるべきであるという御意見と、それに関連する考慮事項を挙げてございます。

それから、(2)は「弁護士・依頼者間秘匿特権」を認めるべきという御意見と、それと関連する考慮事項を挙げてございます。

それから、(4)は「供述聴取過程の検証可能性の確保」ということで、録音・録画を認めるべきという御意見と、それに関連する考慮事項を挙げてございます。

(5)は「適切な主張反論のための情報の開示」と書いてございますが、具体的には立入検査時における提出資料の謄写、あるいは調書作成時における調書の写しの交付、あるいは供述聴取時におけるメモの作成を認めるべきという御意見と、それに関連する考慮事項を挙げてございます。

(6)は「行政調査手続の適正性及び透明性の確保」という言葉を使っておりますが、公正取引委員会にどのような権限があつて、実際に何がどこまでできるのかということについて、明確化をしたり、あるいはそれを公表したりすべきであるという御意見と、それに

関連する考慮事項を挙げてございます。

以上が本文でございまして、参考資料1につきましては、これまでヒアリングで提出されました資料でございますとか、独占禁止法と他の行政調査手続の比較でありますとか、あるいは日米欧における弁護士の立会いですとか、秘匿特権の扱いの比較、秘匿特権についての欧米の比較というものについて、事務局で取りまとめさせていただいたものでございます。

それから、参考資料2につきましては、これまでの懇談会で出てきた御意見と考慮事項のうち、実態解明の手続に関するものではないと考えられたものを切り分けたものでございまして、これにつきましては、7月以降の懇談会の議論の対象外とさせていただきたいと考えているものでございます。

これらの資料につきましては、本日の御議論を踏まえまして必要な修正をさせていただいた上で、本文と参考資料1、2を公表いたしまして、本文を対象にパブリックコメントを募集することを考えてございまして、期間としては30日間を想定してございます。

続きまして、書面で各委員からいただいた御意見につきまして、基本的な方向性を事務局から御報告させていただきたいと思っております。今回、書面で御意見をいただいておりますのは、川島委員と榊原委員と村上委員からでございます。

50音順で、まず、川島委員からでございますが、川島委員からいただいている御意見につきましては、3点ほど追加の御記載の御要望をいただいております。これにつきましては、ほかの委員の御意見もお聞かせをいただければと存じておりますけれども、特段御異論なければ、基本的には追加をさせていただくという方向で座長と相談をさせていただきたいと考えてございます。

それから、榊原委員でございますけれども、いただいているものが大部でございますので、要点のみ御説明させていただきます。いただきましたもののうち、1つ目でございますが、本文の2の(1)から(5)につきましては、項目の位置づけがはっきりしないのではないか、並列に並んでいるのはおかしいのではないかという御指摘かと思っておりますけれども、これにつきましては、実態解明機能の確保というのは、本懇談会の主宰者でいらっしゃる稲田大臣からお示しをいただいている検討事項でございます。かつ、本文で書いております基本的な考え方の箇所といいますのは、立法府から示された検討事項を書く場所ではございませんで、懇談会でこういう視点が示されているということで書いていますので、並列に並んでいること自体はおかしくないのではないかと考えてございます。

それから、2つ目の事実と意見、「実務の現状」のところにつきまして、公取委の実態に対する認識のみが記載されているということでございますけれども、この囲いの中で書かれているところは、恐らく大部分は争いがない事実なのではないかと考えてございまして、例えば、経済界のほうからも、審査官証の提示がそもそもなされていないとか、告知書の交付がなされていないという御指摘があるわけではないのではないかと考えてござい

ます。

一方で、「任意に」でありますとか、「同意を得て」という表現に御異論があるということであれば、その旨を御意見として記載させていただくことは可能であると考えてございます。

それから、ヒアリングの経緯について書くべきであるという3の御意見でございますけれども、ヒアリングは実態の把握のためだけに行ったものではないと考えておまして、基本的には意見・要望を伺うということでヒアリングをさせていただいたと考えてございますので、そういう趣旨を踏まえて修正をすることはあり得るかと思っております。

それから、5の御意見でございますけれども、■と□と○などの記号による区分は読み手を混乱させるだけなので、公取委の意見は分けて書くべきだという御意見でございますけれども、これは3つの分類でございますので、読み手がそれほど混乱するというのではないのではないかと考えてございます。

それから、これ以降のところは、基本的にはこういう意見があったので追加すべきだとか、こういう発言があったので、こういうふうに修正すべきだとか、そういう御意見をたくさんいただいてございます。これにつきましては、ほかの委員の御意見もお聞かせをいただければと存じますけれども、特段御異論なければ、韓国の秘匿特権とか、事実関係を確認しないといけないもの等もございまして、議事録も確認の上、処分前手続に関するものは恐らく参考資料2に記載させていただく扱いとなりますけれども、ほかの記載との関係も確認の上で、基本的には記載させていただく方向で座長と相談をさせていただきたいと考えてございます。

それから、村上委員からいただいている御意見でございますが、村上委員からは4点ほど、御自身の御発言部分の修正と、あと追加の記載の御要望を1点いただいております。これにつきましても、ほかの委員の御意見もお聞かせいただければと存じますけれども、特段御異論なければ、基本的には追加させていただくという方向で座長と相談させていただきたいと考えてございます。

事務局の御説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました「論点整理(案)」をたたき台として議論を進め、パブリックコメントの手續に付す論点整理を取りまとめたいと存じます。ここからは自由討議といたします。まずは、書面で御意見を提出されていない委員の方々から、事務局作成の「論点整理(案)」、また、事務局から説明がありました書面で提出された意見の対応についての事務局案のいずれについても結構ですので、御質問、御意見のある委員は挙手をお願いいたします。

及川委員、どうぞ。

○及川委員 2点ございます。まず、論点整理のところ、1つ意見を言わせていただきたいのと、先ほどの質問事項について、私もかなりの質問を出させていただきましたので、

その件についても2点目ということで触れさせてください。

まず、論点整理なのですが、これはパブコメに付されるということを考えますと、やはり相手の立場、あるいは読み手の立場に立っていただく必要があると思っています。意見、考慮事項と分けていただいていますけれども、意見と考慮事項を全部足すと、たしか21ぐらいだと思います。この21の意見と考慮事項の羅列の中で、公取委の、ある意味で私どもの要望に対する反論みたいな形が最後に終わっているのが15か所もございまして、読み手が見ると、いろいろな意見がある中で、実際はそうではないのではないかという判断を思わせるような順序立てになっているのではないかと大変危惧をしております。この21の中で、15の最後の順列について、大変違和感を覚えるものでございます。これについて、論点整理の意見です。

一方、私どもも事前に質問事項を出ささせていただきました、これについてちょっと確認をさせていただきます。問10でございしますが、中小企業に対する周知のところで、カリキュラムの提示を御説明いただきまして、ありがとうございます。確認なのですが、そうしますと、概要の説明等々は中小企業に周知していますけれども、行政調査手続の適正だとか、そういう透明性の観点からの周知については、今までされてこなかったという理解でいいかどうか、この点、確認をさせていただきます。

あと、問11も私からの質問でございしますが、なぜそのような違いが生じているのかということでお答えをいただいたのですが、1つの文書としてまとまっているかどうかだけの違いだというお答えなのですが、これは中小企業からすると、ホームページにきっちりマニュアルがあるか、ないかというのは大変大きな違いでございます。例えば、問2も私のほうで出させてもらったものですが、申出があれば、スマートフォンやハンディスキャナーについて認められているというのも、マニュアルに書いておけば中小企業は困らなかったことであろうし、もう一つの質問であります問6、休憩時間には弁護士の禁止はしていないというのも、きっちり中小企業が分かれば、これも対応できたのかなと思います。要は、何がいいのか悪いのかを明確にさせていただきたいというのが中小企業の意見でございしますので、1つの文書にまとまっているだけということではないことを意見として表明したいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ここは「論点整理（案）」についてということなのですが、今は公取委への御質問だったので、ごく簡単にコメントしていただけますでしょうか。

○松尾公正取引委員会経済取引局長 まず、講習会等において、今回、公正取引委員会がこの懇談会にお出ししたような内容の行政調査手続の具体的中身について説明していたのか、いなかったのかというのが第1点目の御質問だったかと存じますが、その点については、今回、懇談会の資料としてお出ししたような内容の説明は恐らくしてきていなかったのではないかと思います。ただし、講習会などの要請がございまして、どんなことについ

て説明をしてもらいたいのかといった相手方の要望も踏まえた上で説明の内容も考えていくということでございますので、もしそういったことについて知りたいのだという御要請があれば、実際の審査手続に支障が生じないような範囲で御対応することは可能なのではないかと考えておるところでございます。

あと、マニュアルの件について、1つの文書にまとまっている、まとまっていない、そういう問題ではないのではないのかという御指摘であったかと思えます。マニュアルの開示につきましては、本日も御説明させていただきましたが、今後の懇談会での御議論等も踏まえまして、慎重な検討は必要かと思えますが、検討を行っていこうと考えております。行政調査手続の予見可能性や透明性を高めるようにしてもらいたいといったことが、御指摘の核心だったのではないかと思えますので、予見可能性、透明性を高める方策につきましても、今後の懇談会における議論の状況も踏まえまして、審査に支障が生じないよう、慎重な検討は必要だと思えますが、どのようなものをどのような形で公表することが効果的であるかという点も考慮しながら検討していきたいと考えております。

○宇賀座長 「論点整理（案）」のコメントについて、事務局から何かありますでしょうか。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 先ほど御指摘のあった順序立ての話でございますけれども、■で終わっているものが多いのではないのかという御指摘かと思えますけれども、事務局といたしましては、記載をするに当たりまして、なるべく読み手が分かりやすいように、御意見というか、御要望と、それに対する反論という形で、セットで並べようという意図でやっておりますものですから、その結果、■が順序で言うと最後に来ているものが多いということかと思えます。ただ、実際そうっていないものがあるという御指摘であれば、そこも含めて精査をさせていただきます。

○宇賀座長 ほかはいかがでしょうか。青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 何点か意見を申し上げます。

最初に、8ページの、基本的な考え方「海外の制度・仕組みや実務との比較」に関してですが、公正取引委員会の意見として、検討に際しては、日本と欧米の法制度の相違を考慮する必要があると、何点か項目を挙げて書いてあるのですが、一般の人から見るとちょっと分かりにくいので、カルテルや談合等に関してでいいのですけれども、例示を挙げて、具体的にどういうことを言っているのかを説明していただくといいのではないかと思います。

それから、9ページの「行政調査に係る制度・運用についての知識の共有」の項に関してですが、立入調査においては間接強制の調査である旨の説明がないということを前提にした意見が述べられています。他方、18ページには、公正取引委員会の実務の現状についての説明がありまして、その中では、公正取引委員会は、検査先の責任者に対し、間接強制権限に基づく調査であることを明示している、説明しているという話が出てまいりますので、9ページ意見は、事実の前提が、18ページの公取委の説明とちょっと食い違ってお

ります。全く説明していないという前提の意見なのか、そうでなくて、一部そういうことがあったという意見なのかということがちょっとはつきりしませんので、そこを調整していただく必要があるのではないかという気がします。

それから、もう一つ、17ページの「適切な主張反論のための情報の開示」という項目に関してですが、ここでも「立入検査時にどのような書類が留置されたか把握できなければ、通常の業務のみならず、その後の手続における防御権の行使にも支障を来すため、立入検査当日の資料の謄写が認められるべきである。」と書いてあります。他方、「論点整理(案)」の16ページの公正取引委員会の実務の現状の御説明によると、謄写は必要な限りで一部認めているのだというお話が出てきますので、両者には前提に食い違いがあるように思います。17ページの意見がどういう趣旨か明確にさせていただき、調整していただくという気はしませんかという気がします。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 8ページの箇所、海外との関係で、例示がないと分かりにくいのではないかと御指摘でございますので、ここに書くか、あるいは資料編に何か表みたいなものを作るかを含めまして検討させていただければと思います。

それから、9ページと17ページのところで、経団連の指摘と公取委の実務が、どちらが正しいのだということだと思いますけれども、恐らく法令上はやることになっていることですので、それはやられているはずなのですけれども、ただ、実質的に、受け手の側からすると、そう見えないことがあるという御指摘かと思っておりますので、そこは中身を確認しまして、表現ぶりは調整させていただきたいと思っております。

○宇賀座長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 今、両委員がおっしゃったこととかなりダブっておりますけれども、2点、意見を申し上げます。

まず、今日、「論点整理(案)」という大変詳細なものが出てきておまして、事務局には本当に感謝しております。ここでの議論をする際の資料としては大変有益だと思うのですが、国民の皆様に出してパブリックコメントをお願いするときに、一覧性というのでしょうか、全体を理解するのがなかなか難しいのではないかと思いますので、及川委員もおっしゃったのですが、可能でありますならば、今の青柳委員の意見も受けまして、ここで重複するところを整理し、例えば、1つの論点について2つないし3つぐらいの意見を示したほうが、効果的にパブコメが返ってくるのではないかという気がしております。これは全体の方向性についての意見であります。

それから、2つ目、これは内容にも少し関わるのですが、今、海外の制度等の紹介についても、品川参事官からお答えをいただいておりますし、また、榊原委員からも、ICNの報告書についての言及がなされているのですが、ここは実質的な議論が必要など

ころかと思えます。ICN の報告書は私も拝見させていただきましたけれども、大変に簡潔なものでありまして、榊原委員からの提出書面にも書いてあるのですけれども、余りサイテーションがないのですね。ですから、in many jurisdictions 等、いろいろ言ってみても、一体どこの制度を念頭に置いているのだという感想も持ち得ますし、また、韓国の制度、あるいは中華人民共和国の制度と言いましても、やはり相当、基礎的な部分の違い等もあり得る上での話だと思われまます。前回の独占禁止法基本問題懇談会では、海外の制度を調査しましたが、大変に難しい作業でした。今回も、そういった調査を踏まえてのことであれば、海外の制度との比較をすることが有益でしょうが、ICN の資料等だけでは、足りない点もあるように思えます。今回は、海外調査に割く時間も十分ではありませんので、その紹介についても、もう少し慎重な取扱いの方がよいのではないかというのが、二番目の意見でございます。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 まず、各項目ごとに二、三の意見に絞られたほうがいいのではないかという御意見をいただいております、実は、私どもも当初、かなり絞った形で案を作成して、内部でいろいろ議論をしたのでございますけれども、議論をしておりますと、これに対する意見としては、こういう見方が反対側にあるのではないか、あるいは、ここの論点に対しては、こういう考慮事項も指摘されているので、やはり指摘をしておいたほうが、パブリックコメントで意見を出す方にとっても便利ではないのかという意見もあって、そういう作業をしていった結果、こういう長文になってしまって、ちょっと長くなり過ぎた感じがあることは大変恐縮なのですけれども、そういう趣旨で作業をしておりますものですから、そこにつきましては御理解をいただければと思います。修正に当たりましては、そのあたりも含めて配慮をさせていただければと思います。

それから、もう一点、海外との関係で書くに当たっては、実態がいろいろあるので慎重にすべきだという御意見でございます。先ほど青柳委員から御指摘もありましたように、海外の事例を若干書くところはあるとは思いますが、そこはやはり、法令ですとか、そういったもので明らかになっている範囲で、事実関係が余りはっきりしないものについては慎重な取扱いをさせていただくことにしたいと思えます。

○宇賀座長 川出委員、どうぞ。

○川出委員 「論点整理（案）」のうち、私の意見となっている部分につき、若干の補足をさせていただきたい点と、論点整理案に付け加えていただきたい点を申し上げます。

まず、第1の点ですが、最初は、5ページの上から3番目の○のところに記載されている部分です。これをもう少し敷衍して申し上げたいと思えます。事件関係人の防御権の確保のための具体的な方策として、「3. 論点」のところには様々な項目が挙げられているのですが、ヒアリング等が出された意見を聞いておりますと、それらは、大きくは、事件関係

人から見て、公取委によって不当な方法による調査が行われているので、それに対抗し、あるいはそれを防止するための措置と、それとは異なり、事件関係人が積極的に違反事実を争い、主張、立証を行うための措置、いわば積極的な防御手段に分けられるように思います。もちろん、1つの措置が両方の側面を持っている場合もあるのですが、この2つの類型は、その措置を導入する必要性の程度も違いますし、それを導入した場合の公取委の調査に与える影響、公取委が言うところの弊害も異なると思いますので、今後、それらの導入の当否を検討していく際には、その違いを意識した検討が必要なのではないかと思います。

次に、15ページの「供述聴取過程の検証可能性の確保」の部分で、供述聴取の一部の録音・録画の話が出ていますが、まず、これは供述の任意性だけでなく、信用性にも関わるものですので、それをを明示してください。それから、ここで、一部の録音・録画ということを示した趣旨は、供述聴取の録音・録画というのも、ゼロか100かということではなく、公取委による供述聴取において一体何が問題になっているかということをも具体的に明らかにした上で、それに対処する必要性があるということであれば、そのために有効で、かつ弊害を生じさせない一手段として、一部の録音・録画ということも考え得るのではないかと思います。例えば、一部の録音・録画として、供述調書の読み聞かせの部分を録音・録画するというのも一つの手段としてあり得ると思いますが、その場合も、その部分を録音・録画することが、問題点と指摘されていることを解消する手段としてどの程度の有効性があり、それによればどの程度弊害を回避できるかという両面から、きめ細かく検討する必要があるだろうと思います。

以上が、発言をした部分を敷衍させていただきたい点です。もう一つの、論点整理案に付け加えていただきたい部分なのですけれども、6ページの(3)が「国内の他の行政調査手続との整合性」というタイトルになっています。しかし、その後の記載を見ますと、他の行政調査手続との整合性だけではなくて、刑事手続との整合性という部分も入っていますし、衆議院の経済産業委員会の附帯決議でもそういう形になっていましたので、タイトルの中に、刑事手続との整合性ということも加えたほうがよいのではないかと思います。

実質的にも、「3. 論点」のところで挙げられている、今回、検討対象となっている措置には、より手厚い手続保障を定めている刑事手続においても認められていないものが含まれています。刑事手続においても認められていないものについては、それぞれに理由があるわけですから、その内容を検証して、それが行政手続にも妥当するのかという観点からの検討を行うことが必要だと思います。

それから、この場で、他の行政庁と法務省からヒアリングをしたわけですが、他の行政庁からのヒアリングの結果というのは、参考資料1の資料4の中にまとめられているのですけれども、法務省からのヒアリング結果は参考資料には入っていません。「論点整理(案)」の中にも、14ページの一番下の「供述聴取時の弁護人立会い」のところに出てきているだけのように思います。先ほど申し上げましたように、刑事手続との整合性も考える必要が

あるということであれば、法務省からのヒアリングの結果も、どこかに入れておくべきではないかと思えます。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 まず、1つ目は、防御権といっても、2つぐらいに分けられる目的があるのではないか、今後の議論においてはそこを整理する必要があるという御指摘でございますので、ここは御主張を踏まえて、御意見として追加をさせていただければと思えます。

それから、15ページの箇所につきまして御指摘いただきましたけれども、ここにつきましても、御趣旨を踏まえて修正をさせていただければと思えます。

それから、刑事手続との整合性について書いていないのではないかという御指摘なのですが、今回、整合性ということで、まず念頭に置いているものは行政調査手続でございますものから、書いてございません。あと、表にするに当たりまして、必ずしも行政調査の確認をしている項目と対照しているわけでもないということがありましたものから、書いてございませんのですけれども、行政調査手続とそのまま並べて書くと、これも行政なのかという感じで増えてしまいますとあれですけれども、例えば、行を分けるとか、太字で別枠にするとかいう形で、表に何か加えられる項目があれば、ちょっと加えるという形も検討してみたいと思えます。ただ、榊原委員からも御意見いただいておりますのは、整合性というのは何だという議論がございまして、整合性という言葉は何だということは御意見のほうで記載をさせていただいた上で、そこは書かせていただくということかなと考えています。

○宇賀座長 舟田座長代理、お願いします。

○舟田座長代理 2点追加してはどうかという提案ですが、1つは、場所がちょっと難しいのですけれども、例えば、11ページに「弁護士・依頼者間秘匿特権」の意見と考慮事項がありますけれども、その中で、既に私どものこれまでの議論で出たことで、弁護士懲戒制度なり、弁護士倫理の実態がどうかという質問があつて、お答えがあつたと思えます。もちろん、まだ十分議論していないのだと思えますけれども、12ページ、13ページに、海外ではとか、米国ではとあるので、このどこかに、日本と諸外国で、弁護士懲戒制度、弁護士倫理、コントロールというものがどう機能しているかの比較検討を踏まえるべきであるとか、必要であるとか、そういうことをどこかに加えたらどうか。あるいは、8ページのほうですと、場所が分かりませんが、(4)のところに入れるのかもしれませんが、入れたらどうかというのが1つです。

もう一点は、供述聴取時における弁護士の立会い、13ページ、14ページ、15ページと書かれていますけれども、これも既に何回も議論が出たところですが、仮に弁護士の立会いを認めると、中小企業者にとっては、費用がかさむという点で、かなりの不公平になる

ことがあるという懸念が表明された、そういう箇所を入れてはどうかということです。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 2点いただいております、懲戒制度、あるいは弁護士倫理の関心の機能について、比較を含めて検討が必要ではないかという御意見と、弁護士の費用につきまして、中小企業との関係で不公平が生じないかという御指摘かと理解しておりますけれども、場所については考えさせていただきますけれども、何らかの形で御趣旨を入れて修正したいと思います。

○宇賀座長 では、河野委員、お願いします。

○河野委員 パブコメにかける論点整理ということで拝見させていただきました。今回の検討に当たって、これまで、様々な関係者の方からヒアリングを行ってきたけれども、それだけでは十分ではなくて、この検討をしっかりと進めるために、広く社会に向けてというか、国民に向けて意見を聴取したいということでこれはまとめられたと理解しております。

ただ、最初の1ページ、2ページ、3ページの流れに関しましては、非常によく分かる流れなのですが、4ページ以降のまとめ方に関しまして、意見の羅列といってしまうか、書きぶりにちょっと不安があります。特に、文章化されたもののうち、先ほど青柳委員からも御指摘がありました2点は私も気がついておまして、そういう御発言があったのですけれども、事実かどうかということが明確ではないままに断定的に書かれてしまいますと、特に私のような法的知識がない者がこれに対して意見を言おうというときには、かなり誤認してしまうというふうな感覚を受けております。ですから、書き方は、こういう事例があったという形で、当然のことながら、経団連の皆さんも、今、弁護士の立会いは認められておりませんので、例えば、アンケートであるとか何かで、そういう情報があったということで御発言されていると思いますので、事実ではないかもしれないことに関しましては、それなりに書いていただきたいというのが1点目でございます。

それから、1回目から5回目まで、今回、様々な御意見をいただいたのですけれども、先ほど及川委員からは、公正取引委員会の方のお答えが最後になって、いろいろな意見に対して反論するような形で並べられているという御意見もあったのですけれども、私自身は、バランスよく、どちら側の意見もここに記載すべきだと思っていますので、そのところは当然、ヒアリングでお聞きした内容と、それから、今、当局でやられているとおっしゃっていることは並列で書いていただきたいと思います。そのことが、予断なく、このことに対して、私たち国民が意見を言えると思っておりますので、まず全体に関して、そんなことをお願いしたいと思っています。

それから、今回出されました3つの御意見ですとか、それから、今、ほかの委員の方々がおっしゃっている修正に関する御意見なのですけれども、私の理解のレベルから言いますと、この場で追加ですとか、修正ですとか、私の理解はなかなか及びませんので、本日の議論をしっかりと反映した形で、さらに、今、私がお願いしたことも含めて、この案を提

示していただければということをお願いしたいと思います。私も個々に申し上げたいことがあるのですけれども、もしそういった余裕があれば、今日の帰りまでにそれをまとめて思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

○宇賀座長 品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 まず、これは青柳委員からも御指摘があったところですが、事実かどうか分からないと読み手が混乱するのではないかと、これは確かに御指摘のとおりかと思っておりますので、改めて、どこかに矛盾がないかどうかは確認をした上で、客観的にこういう事実があるということであれば、こういう事例があるという形で書くことも含めて、表現ぶりは検討させていただきたいと思っております。

それから、バランスよく両方の意見を記載すべきだということは御指摘のとおりだと思いますので、留意して修正はいたしたいと思っております。

3点目につきましては、今日中とおっしゃったのは、どういうことを今日中にとのことですか。

○河野委員 たくさん御意見をいただいているので、今日、この「論点整理（案）」をまとめるのかどうかということをお伺いしました。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 基本的には、今日、御意見をいろいろいただいております、御趣旨を踏まえて、おおむね修正をする箇所と、ちょっと苦しいかなという箇所は申し上げたつもりですので、御趣旨を踏まえて修正するというので、座長に修正案については御一任をいただければというのが事務局のスタンスでございます。

○宇賀座長 では、泉水委員、お願いします。

○泉水委員 ありがとうございます。今の河野委員の、事実かどうか正確に確認してほしいという点とバランスよくという点は、私も同じ考えでありまして、正に申し上げようとしていたところです。今日はいろいろな御意見が出ていて、確かにそういう発言はあったでしょうけれども、それを全部書いていくと、非常にアンバランスなものになることを恐れておりますので、賛成、反対同量がよいのかどうか分かりませんが、第三者が見たときに客観的に論点分かるようにしていただきたいと思っております。そういう意味で、ここで話が出たことは必ず書くというものでは、多分、ないのでしょうか。むしろ第三者に対してミスリードしないような形で論点整理をしていただくのが大事ではないかと思っております。

そう言いながら、自分の発言について申し上げるのですけれども、そういう意味では採用してくださいと申しているわけではございません。9ページの海外の制度の案件の最後に公取委の意見が出まして、その後に私の意見として、和解手続等が必要だということを書いていただいておりますけれども、その前に、9ページの最後に公正取引委員会の発言としては書いてあるのですが、裁量型の課徴金を導入するとか、あるいはリニエーションですね、申請者の調査への協力によって順位を決めたり、課徴金の減額率を決めるという裁量型、あるいは調査の協力のインセンティブを与える制度が、立法としては重要

なのではないかという発言をしたつもりでございますし、それを踏まえて、でも、それはすぐに1年後にはできないでしょうから、確約制度、和解制度が比較的短期間にできやすいのではないかというお話を前回させていただきましたので、そのあたりの流れを、委員の意見としても発言があったということは確認させていただきたいと思います。

それから、もう一点は、8ページの真ん中あたりに、公正取引委員会の意見としてありまして、③で違反行為の立証水準等の相違とあるのですが、今日の最初に矢吹委員と公正取引委員会との間でやり取りがございましたが、これはやはり立証水準だけの問題ではなくて、要件の問題もあると思います。アメリカであれば当然違法であります、日本の場合は行為要件もちょっと違いますし、さらに、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を制限するという、いわゆる効果要件は更にございますので、このあたりの要件が違う、日本のほうがちょっとハードルが高いのではないかという感じを持っております。

それから、これも前回発言しましたが、入札談合の課徴金については、具体的な競争制限効果という要件が、条文にはないのですが、判例で要件にされています。これも日本の特徴だと思っておりますので、このあたりもどこかに書いていただけたらいいなと思っております。ただし、最初に申しましたとおり、バランスが大事だと思いますし、読者をミスリードしないような記述が必要だと思いますので、どうしても書いてほしいという趣旨ではございません。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 3点ほどお話しいただきました。

和解のところにつきましては、ここに確かに和解についての御発言が書いてございますけれども、その前段の御発言があるということですので、そこは御趣旨を踏まえて修正を考えたいと思います。

それから、立証水準等要件の問題につきましても、どこまで入れ込めるかの問題はございますけれども、検討させていただければと思います。

それから、課徴金の具体的な競争制限効果の話につきましても、どこまで書けるか、検討させていただければと思います。

○宇賀座長 中川委員、お願いします。

○中川委員 10ページからの「論点」の書きぶりについて、2つの観点から意見がございます。

1つは、この(1)からの順番で、公取委から見れば、確かにこういう順番で物事が起きるのだと思いますけれども、ただ、それは調査の内容をよく知っている人からの視点でありまして、私もこれを読んでいて、行ったり来たりしながら、やっと分かったという感じがあります。例えば、最初に10ページに立入検査があります。2番目は、基本的には提

出命令が問題になっていて、そして供述聴取に行く。そこまではいいのですけれども、しばらく供述聴取が続いて、最後にまた 18 ページで入り乱れて、立入検査が出てきたり、提出命令が出てきたり、また供述聴取が出てきたりとなっております。これは、私も含めて、やはりほとんどの人がよく知らないわけです。確かにこういう順番で問題があるというのは分かるのですけれども、最後にいろいろなものを全部まとめたというのも分かるのですけれども、制度をどうやっていこうかということを考える観点からすると、まずは立入調査についてどういう問題があるか、そして供述聴取について、立会いを含めていろいろな問題がある。いろいろな問題があるから立会いも必要だとか、あるいはそこまで要らないのではないかという関連性もありますので、調査の種類ごとに整理をしていただいて、最後に 18 ページからの透明性の確保というのは、いわゆるマニュアル化とか、分かりやすくするという、そういうことだけに絞ったほうがいいのではないかというのが 1 点目です。すなわち、概念というか、観念というか、調査の種類ごとに分けていただいたほうが、外部の人間には分かりやすいのではないかと思います。

もう一点は、これは調査が問題ですから、強制か、任意かというのは、非常に法的には重要な話です。ところが、13 ページの供述聴取というところで、囲みの中で、「審尋及び任意の供述聴取（以下これらを総称して「供述聴取」という。）」と、さらっと書いてあるのですけれども、これは実際は任意の供述聴取が基本的には問題になっていて、先ほどの及川委員の御懸念も、任意の供述聴取について、どこまでが任意なのかというのはよく分からない。ということ自体、非常に任意性を疑わせるような事情なのですけれども、それはともかく、提出命令とか、立入検査、これは法律に基づいた、刑罰で担保されたものですから強制的というか協力義務がある調査ですよというカテゴリーをはっきりさせてほしいのです。それに対して、審尋のやり方がおかしいということは、余りここで話題になったことはないのではないかと。任意なのだけれども、変ではないかということがこれまで指摘されたわけですから、任意の供述調書に限定をしていただいて、それについて、弁護士立会いを認めるかどうかという話をまとめていただかないと、読んでいるほうは強制調査なのかなと誤解して読んでしまうと思うのですね。調査権限というのはよく知られているものではありませんので、強制か、任意かというのは明確にしないと分かりにくいと思います。

以上 3 つです。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 1 つ目は、「3. 論点」の並べ方というか、調査の種類ごとという御指摘をいただいておりますけれども、確かに調査の種類ごとに分けるということも考えられるかとは思っておりますけれども、私どもとしては、立入検査というものが 1 つの舞台になる。もう一つは事情聴取というものが舞台になる。あとのものは、どうしても幾つかにまとめないといけないものですから、バスケットクローズ

的なものを作らせていただいたということでございます。論点のまとめ方につきましては、今、私、この場でどうこうと申し上げられませんので、座長とも含めて相談をさせていただければと思います。

もう一つの、強制か任意かが大事だということは、確かに御指摘のとおりかと思いついて、議論をやっているのも、任意のはずなのにと御議論でございますので、問題になっているのは、任意の聴取が前提になっているのだということは、どこかに御意見なり、考慮事項として書かせていただくということで考えさせていただきたいと思っております。

○宇賀座長 三村委員、お願いします。

○三村委員 先ほどの中川委員の意見とかなり重なってはおります。私自身は、法務とか、法律関係は基本的に詳しくございませんので、こういう話を拝見しますと、せっかくのパブリックコメントということでありますし、しかも独禁法は企業の経営者、業界の方、中小企業の関係者にとっては大変重要な問題である。ひょっとしたら現実に調査の現場に立ち会わなければいけないし、自分たちが関係人になる可能性もあるということでありますので、恐らく相当に関心を持って見ていただくことになると思っております。

そうしますと、先ほどの中川委員の御発言と似ているのですが、確かに意見は賛否両論、いろいろな形でバランスよくということはあるのですが、ちょっと読みづらいですね。確かに、この論点に対して、こういう意見があり、かつ、こういう意見があり、そして中間的意見があり、公取委の反論があるみたいな感じです。もちろん誘導してはいけないのですけれども、一般的な法律の知識とか、あるいは独禁法の一般的な知識を持っている方が見て、こういう議論があつて、こういう論点についてディスカッションが行われているのだということがもう少し分かるような形に整理していただきたい。○、□、■という配置を工夫していただければいいのではないかと。この場に出ていますと、あつ、なるほどと分かるのですが、そうでないときには、全体の流れとか議論の焦点が分かりにくくなっているのではないかと。それについて、もう少し工夫をお願いできればと考えております。

それから、もう一点なのですが、榊原委員がお出しになった意見書の中の1項目で、私もこれをどこかで明確にしたほうがいいかなと思つたのは、なぜここで弁護士立会権とか、秘匿特権という議論が改めて浮上したのかということについて、どこかで丁寧に御説明いただく。つまり、国際カルテル事件を含めて非常に問題が複雑で、かつ大変難しい案件が増えてきている。あるいは課徴金減免制度といった従来なかったような制度がそこに導入されていて、しかし、一方で、供述聴取というものを前提として調査を行って立証していかなければいけないという、そういう調査の難しさが、結果としていろいろな問題を起こしているという感じがいたします。トラブルがあつても、それが事実なのか、事実でないかということを確認することがなかなか難しいという話でありますので、余計に手続の透明化、適正化ということが重要であるということです。なぜこの 이슈がそれだけ重要かということ、始めのところでも結構ですし、読んだ方がなるほどと分かるような一文なり、あるいはそういう 이슈の立て方をしてくださると、全体が見えてくる

ような気がいたします。その点は、工夫がお願いできればということでございます。

○宇賀座長 品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 2つ御意見いただいております、1つは、議論が入り乱れていて分かりにくいという御指摘をいただいております。先ほど申し上げたように、御意見と、それに対する反対側の見方、あるいはそれについての留意事項みたいな形で、なるべく対になるようにしたつもりではございますけれども、まだ十分精査ができていないのかもしれないので、並べ方というか、グルーピングというか、組合せをちょっと考えさせていただきたいと思います。

それから、なぜ今、こういう議論が浮上しているのかについて、国際カルテルとか、リニエンシーとか、あるいは立証が難しいとか、聴取を前提にしなければいけないとか、そういうことがあるのだということだと思っておりますので、どこまで書けるかは座長と相談させていただきますが、「はじめに」のあたりの記載で考えさせていただければと思います。

○宇賀座長 矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員 ありがとうございます。コメントとお願いとあるのですが、コメントは幾つかありまして、1つは、榊原委員が最初に述べられている「基本的な考え方」の構造ですけれども、前回お話をしましたけれども、私たちはなぜここにいるのかというのは、1ページの下から10行目ぐらいの附則に規定されていることが、私たちがここにおいて、大臣の諮問を受けて懇談会を開いているということだと思っております。ところが、これがハイライトされていないがために、本文の中に埋没しています。

ここでは、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行うと書いています。その関係では、次のページに、国会から付託されて私たちは議論していると思っておりますので、衆議院の委員会ですけれども、もう一つの視点として、諸外国の事例を参考にしつつ書いてあります。明文で国会から私たちが付託されているのは、事件関係人の十分な防御の確保と、国内の他の行政調査手続との整合性、それから、海外の制度・仕組みや実務の比較と、この3点だと理解しています。

平成17年の改正から、既に実態解明機能というのは随分改善されて、リニエンシー、犯則制度、課徴金の対象行為の拡大、そして課徴金の増パーセンテージ、そういうことが既に行われていて、最後に積み残った点で、それをこの附則に書かずに、十分な事件関係人の防御を行うことをどうして確保したらいいのかと考えるべきであると言われていたのだと思います。

したがって、私は、1つは、附則と国会で規定されたこれを四角で囲っていただきたい。そして、パブリックコメントをされる方も、なぜこのパブリックコメントがあるかということ、法律、そして国会の附帯決議をよく読んでいただきたい。これがまず第1点です。

それから、2点目は、「基本的な考え方」も、本来であれば、(1)と(3)と(4)でよいのですけれども、実態解明機能の確保ということがここで議論されていることは間

違いございませんので、私としては、少なくとも（１）（３）（４）を最初に書いて、実態解明機能はその後に書くのがよいのではないかと思います。

ちなみに、私がこれだけ懸念するのは、前回の公正取引委員会の御説明で、全ての論点に対して、公正取引委員会としては必要なしとおっしゃっています。したがって、もし実態解明機能の確保ということを強調され過ぎれば、当然、今、論点として検討していることは全て必要なくなるという可能性があるし、公正取引委員会はその御意見ですから、そこに懸念があるということです。したがって、「基本的な考え方」の（２）を残すにしても、（１）（３）（４）（２）（５）という順番にさせていただきたいというのが２つ目です。

次に、（５）ですけれども、（４）までは基本的な考え方は分かるのですが、「行政手続に係る制度・運用についての知識の共有」と、これは外の方が見ると非常に分かりにくいのですが、それを見ますと、「論点」の一番下の「行政調査手続の適正性及び透明性の確保」と、これが記載されています。17 ページです。すなわち、「基本的な考え方」はむしろ、この適正性、透明性の確保ということがここに書かれるべきだと思います。そして、「論点」は、いずれも制度ですから、制度として書くのは、供述調書の写しの提供とか、供述聴取のときのメモ取りとか、何らかの具体的な制度をここに書いていただくのが、「論点」としては整合性が取れるのではないかと思います。

以上が全体についての意見です。

それから、長くなって申し訳ないのですが、個別については、考慮事項、それから、意見の並べ方については、私も公正取引委員会の意見が数としては多いのではないかと思います。むしろ委員の意見より圧倒的に多いし、専門家の意見と比べても多いのではないかと思いますけれども、ここはバランスを取るということであれば、あえて強くは申し上げません。

それから、私の意見のところでは若干修正をお願いしたいのは、最初に 6 ページの上から 2 つ目で、調査権限もある意味では強化しなければいけないという、調査権限の強化論者のように言われると、私もちょっと、先ほど申し上げた理由で忸怩たる思いがあるのですが、ただ、グローバルスタンダードからして、例えば、減免申請のときの減免の率を裁量にすべきだということは、私もグローバルスタンダードからあってもいいのではないかと考えていますので、グローバルスタンダードの観点から、調査権限もある意味では強化しなければいけないというように記載していただくようにお願いします。

次に、8 ページですけれども、私はグローバルスタンダードをこの懇談会に参加する 1 つの視点にしていますので、世界のハーモナイゼーションというよりは、グローバルスタンダードにさせていただければと思います。もちろんグローバルスタンダードが何であるかはここで議論すべきことだとは思いますが。

それから、最後に、13 ページの弁護士の立会権でありますけれども、従業員の弁護士と会社の弁護士を分けた議論をしていません。私の意見として記載させていただいて結構です

ので、従業員の弁護士の場合には、従業員のために働く弁護士として、従業員が相談しやすい環境に置かれるということを、文書が必要であれば差し上げますけれども、大きな問題だと思いますので、入れていただければと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 幾つか御意見いただいています。1つは、経緯の関係で、附則と附帯決議が埋没しないようにはっきりプレイアップしてくれということです。そこは囲うという方式がいいのかどうかを含めて検討させていただきたいと思っています。

それから、2の並びの問題でございますけれども、(2)に今、実態解明機能を持ってきているわけですが、これを(1)(3)(4)(2)(5)の順番にすべきではないかという御意見だと思いますけれども、この順番が絶対かどうかというところがありますので、順番につきましては、座長とも相談をさせていただきたいと思っています。

それから、知識の共有というのはいかにも分かりにくいので、適正性・透明性の確保というような表現がいいのではないかという御指摘でございますので、表題の書きぶりは御指摘を踏まえて修正の方向で考えたいと思います。

それから、御発言の修正箇所につきましては、グローバルスタンダードとは何かというところについては、今後議論が必要だという前提ではありますけれども、グローバルスタンダードという言葉を使うことを含めて修正を御要望ということでありますので、そこについては修正させていただきたいと思っています。

それから、弁護士につきましては、従業員と会社の弁護士を分けて、双方、違いがあるという前提をどこかに書くべきではないかということでございます。先ほど公取委からもちよっと発言ありましたが、従業員の弁護士と会社の弁護士の立場の関係について留意して議論すべきだという形はあると思いますけれども、そこで従業員の弁護士と会社の弁護士がどう違うのかということについては御議論があるようでもありますので、そこは若干慎重な書きぶりになってしまうかもしれませんが、確かに両方いるのだということを明確に書いておりませんので、そこは御意思も踏まえて修正したいと思っています。

○宇賀座長 大沢委員、お願いします。

○大沢委員 先ほどの矢吹委員の御指摘とも重なると思うのですが、弁護士の立会いのところ、要するに、誰を防御するための弁護士なのかということは一般の方にも関心があると思うので、私も会社の弁護士なのか、それとも従業員を弁護する弁護士なのかという点は整理して議論する必要があるのではないかと。川島委員もそういった趣旨のことをおっしゃっていますけれども、必要なのではないかと思います。特にカルテルとか、こういったことで従業員が関わる時は、自分の利得のためにやるという人はほとんどいなくて、基本的には会社のためにやるということだと思うのです。そういった中でやった

中で、実際に真実を話そうといったときに、では自分の立場をどう守ってもらえるのかということ、一般の従業員の方にとっては関心のあるところだと思いますので、そういった観点から御検討いただければということです。

それから、もう一つは、弁護士の立会いの問題で、今回の論点整理でも、立入検査時の立会いで弁護士が間に合うのかということがあったと思うのですが、要するに、独禁法に精通した弁護士が実際に足りているのかということなのですね。恐らく、東京とか、大阪とか、都市部にはいらっしゃるかもしれないけれども、地方にどれぐらいいらっしゃるのかということを考えて場合、実際にこういった立会いをするときに弁護士が足りるのかどうかということですね。そういった点は考えていかなければいけないのかなということがありましたので、意見として申し上げます。

それから、これは読んだ印象なのですが、いわゆる可視化というか、録音・録画のところも書いてあるのですが、どうしても一般の方がこれを読むと、刑事事件で起こっているような出来事で、例えば、特捜部が大阪の郵便不正事件とか、ああいったことで非常に違法な捜査をして、全くの冤罪が出ているということが実際にあったわけですね。だから刑事事件では、今、法制審で議論があると思うのですが、こちらもそういうことがあるのではないかと、一般の方が読むと、そういう印象を持たれるのかなとちょっと思いました。実際に今、それがどうなっているかということは、もちろんカメラが入っていないので検証は不能なのですが、公取委の行政手続でも、そのようなひどい調査があるのではないかという印象を持たれないのかなというのがちょっと気になりました。例えば、今日、問9-2で、実際に訴訟の中で、任意性とかが争われた事案は、先ほどの回答だと、全部で102件の判決のうちで11件が争われて、なおかつ任意性が認められないことはなかったということがあったので、そういう数字は入れたほうがいいのではないかと思います。

あと、私がこちらの懇談会の中で弁護士に質問をして、例えば、ストーリーの押しつけのような形で、要するに全く無関係の企業が巻き込まれてしまうことはあるのですかということとその弁護士の御経験に基づいて聞いたところ、それはさすがにないのだとおっしゃっていました。これは別にどうしても入れてくれということではないのですが、そういうファクトを入れたほうが、一般の方は混同しないのではないかと思いますので、申し上げさせていただいた次第です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 4つほど御意見いただいたと思っております、1つは、会社の弁護士と個人の弁護士の話でございますけれども、ここについては、確かに両方の立場で弁護士が活動することがありまして、どういう場合にはどういう問題点があり得るのかということについて留意をする必要があるという御意見は、今回御欠席の川島委員も含めて何人かの方から御意見いただいておりますので、そういう趣旨の御意見を

どこかに入れさせていただきたいと思います。

それから、弁護士が足りていないのではないかという御指摘がありまして、これは確か第1回か第2回の頃にも御指摘があったかと思いますが、そこは確かに欠けているように思いますので、追加を検討したいと思います。

それから、可視化の関係の記載と、あと、無関係の事件に巻き込まれる企業があるかどうかということについては、あるとか、ないとか、件数が何件というようなファクトが幾つか示されているものはありますので、そこについてはなるべくファクトを入れる形で記載を検討いたしたいと思います。

○宇賀座長 では、青柳委員、お願いします。

○青柳委員 もう一点だけ意見を申し上げます。11 ページに立入検査時の弁護士の立会いに関する考慮事項が2つ挙がっております。ほかの論点との記載のバランスの問題ですけれども、パブリックコメントに付す場合に、欧米でどのようになっているかという点を考慮事項として記載していただいたらいいのではないかという気がします。ヒアリングにおける説明では、欧米においても、立入検査時の弁護士の立会いが認められているけれども、弁護士が立ち会うことが立入検査の開始要件にはなっていないということであったと思います。それが間違いなければ、そういう趣旨を記載して、一般の方に分かりやすくしていただくといいのではないのでしょうか。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 立入検査のときの弁護士の立会いにつきまして、海外の関係がどうなっているかということをございますけれども、ここにつきましては、別添の資料の中で記載をさせていただいておりますけれども、これだけではなくて、本文の中にも一言入れたほうがよろしいのではないかという御意見でございますか。そこは記載は検討させていただきたいと思います。

○宇賀座長 これで、一渡り御意見を伺ったので、書面を出された方も、これからはフリーに意見を述べていただくことにします。では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 書面にかなり多く書きましたので、繰り返しませんけれども、長々と各論について書いた理由ですけれども、第2回から、たくさんの団体と、実務に詳しい弁護士の方から御意見を聞いていたということもあって、その意見なり、要望なりがそのまま引用されているところもあれば、サマリーになっているところもあるということで、私から事務局に、事前にヒアリングを受けた方に、記載のされ方とか、確認をされたほうがいいのではないかという御意見を申し上げたのですけれども、それはなさらないとお聞きをしたので、そうであれば、私の趣旨と、御本人の方、今、自分の発言を修正された方も結構いらっしゃるのとおり、口頭で申し上げられていることと、紙に載せるとなると、やはりもう少し書いてほしいというのがあるのではないかということはあるつつも、私のほうで大事だろうなと思うところは、やはり追記をいただいたほうがいいのではないかという観点か

1つと、3団体4弁護士の方のヒアリングで、実態についていろいろおっしゃって、ほとんどの方が、一言で言うと不当な調査があったということを観点を変えながらおっしゃっていて、前回の公取委の方々は、そういうことはしていない、だから検討が不要であるというような、先ほどの矢吹委員の御指摘と同じような印象を私も受けました。そうであるにもかかわらず、御意見としては公取委の御意見が多いなどか、事実のところの記載も、公取委が法律の建前上はこうしているということであればいいのですけれども、事実として書かれると、事実に対する認識は、経済界の方も、実務に詳しい弁護士の方も異なる認識をおっしゃっているのです、そこがちょっと分かるように書いていただかないと、囲みの実務の現状で書かれていたり、意見のところでは事実が記載されていたりということだったり、公取委の当局の見解がその中に混じっていたりするのですが、この場にいる人は分かるのですけれども、パブコメを見られた方が分からないのではないかとするのは非常に懸念をします。

あと、一番大事だなと思っているのが、立法府からの附則とか、附帯決議の内容で、この場でなぜ集まっているのかというのは、複数の委員が今日もおっしゃいましたけれども、防御権の確保は、最近の2005年以降の調査権強化を何度もしてきたけれども、防御権のほうは拡充されていないこともあって、そういう附則であったり、附帯決議がなされていて、私たちも防御権の確保について検討せよということだと。その検討課題が、先ほどほかの委員からも同じ御指摘がありましたけれども、目次をわっと見ると、基本的な考え方というふうに、だらだらだらと羅列で書かれているので、検討課題はまず1番ですねと。3番、4番を留意しようということのはっきり書かれている。もちろん実態解明機能というものも、防御権の確保を検討すると必ずその阻害がないかというのは中で生じてくる論点だというのは、位置づけがちょっと違うだろうと。

ですから、書き方として、検討課題はこれで、例えば、留意点が3番と4番で、そこで一緒に検討しなければいけないものが2番ですねとかいうことを、「はじめに」のところとかで括弧にさせていただくというものもちろん大賛成ですけれども、読んだ人が分かるようにしていただきたい。3番では、論点の並べ方をまた修正されるという御意見も出ていますし、修正されるのでしようけれども、3番の「論点」は「基本的な考え方」の1の防御権の確保の細部の論点なのです。ぱっと目次を見たときに、その関係も分からないので、読み手に分かるように修正いただきたいなと思いました。

最後に、先ほどどなたかもおっしゃいましたけれども、これ、大幅に修正されるということであれば、できればもう一回確認をさせていただく機会があればありがたいなと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 まず、1つ目、御本人の発言内容について、発

言者に確認を求めるべきだという御意見なのだと思いますけれども、これにつきましては、私ども、基本的には議事録、あるいはプレゼンのときに御提出いただいた資料を基に記載をしておりますので、これは懇談会としてどういう意見が出たかという認識に基づいて書かせていただくということでございます。公表する際には、今は誰の発言かということは括弧書きで名前を書いておりますが、それは当然削除いたしますし、そういう意味では、ただいま申し上げた形で手続としては進めさせていただくということで問題ないのではないかと考えてございます。

それから、事実についての認識が、公取委、あるいは経済界で異なるのではないかと、御指摘については、先ほども申し上げましたけれども、確かに認識が異なる部分はあるかと思っておりますので、認識が異なる部分につきましては、追記をするなり、御意見として、こういう指摘があるという形で記載するなりということで対応させていただきたいと思っております。

それから、立法府からの付託事項の問題でございますけれども、私どもといたしましては、この懇談会は、きっかけとしては当然、立法府からの指示を踏まえているわけでございますけれども、それを踏まえて稲田大臣が主宰をするという形で、その問題意識を踏まえさせていただいて、事務局としては、この懇談会の事務をやらせていただいているということでございますので、順番の入替えは検討させていただきますけれども、基本的にはそういうスタンスで対応させていただきたいと思っております。

それから、3につきまして、確かに制度の関係が書かれている話なので、そこがよく分からないという御指摘かと思っておりますけれども、題目は検討させていただきますけれども、この中の最後のほうは、マニュアルの話とか、直接、必ずしも制度と関係のないものも含めておりますので、そういう意味では雑駁に論点という形でまとめさせていただくのがいいのかなと考えたところでございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。及川委員、お願いします。

○及川委員 パブコメに付すに当たって、論点整理の見せ方はすごく重要だと思います。あわせて、中小企業が勉強するときに、参考資料1というのがあって、こういうのもすごく参考になると思いますが、目次のほうを見ていただきますと、むしろ資料3の附帯決議が最初にある、また、資料8、今回の懇談会がどういうことでできたのかというのが最後になっておりますけれども、むしろこういうのが先にあったほうがよろしいのではないかなと思っております。

また、資料7で、先般の平成19年の独占禁止法基本問題懇談会の報告なのでございますけれども、こちら恐らく中小企業を見ると、例えば、20ページが一番上に、この点については、以下の理由から、現行の制度・運用は問題ないという結論に至ったという、一般の方がこの報告書を見て要らないのですねというような勉強の仕方をしてしまう、抜粋部分についても、ネガティブな部分だけが抜粋されているように感じていまして、いま一度、御検討

いただきたいと思います。パブコメに当たっては、この参考資料、大変重要だと思っていますので、参考資料についても御意見申し上げました。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 資料の目次というか、順番のお話かと思えますけれども、確かに附則が後ろのほうに来ているという御指摘はあろうかと思えます。特に、パブコメに出したときに、御覧になる方が、独禁法とはそもそも何だということが分からないのでは困るのではないかということで、独禁法の審査手続の概要みたいなものを最初に持ってこさせていただいております。そういう意味では、独禁法がそもそも何なのか分からない方にいきなり附則がどんと来ても、ちょっと分かりにくいかと思えますので、こういう順番にさせていただいておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

資料7につきましては、独占禁止法基本問題懇談会で御議論いただいて報告書をいただいております。これは内閣府としては一度、その当時、御議論をして、こういう議論がありましたということで、もちろん報告書自体は詳細な議論は載ってなくて、検討の結論が書いてあるということではありますけれども、あくまでこれは参考ではありますけれども、一応、議論の参考にはなると考えておりますので、ほかの委員も御意見あればお聞かせいただければと思いますが、基本的には残っていてもいいのではないかと思います。

なお、この抜粋の仕方については、特にネガティブなところだけを抜粋したつもりはなくて、この独占禁止法基本問題懇談会の報告書のうち、行政調査手続の在り方の部分を丸々抜粋するとこういう形になってしまうということでございます。

○宇賀座長 矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員 私も1点申し上げます。資料7は資料としてパブリックコメントに付するのはやめたほうがいいと思います。正にこういうことを、今、私たちが、専門家の意見も聞いて、問い直しているわけですから、19年のときの結論、そして全てが、結論としては取り上げないと書いたことだけを書くのは、むしろ見る方に対してバイアスを提供するのではないかと危惧します。今回は新たに招集された懇談会で、以前からの引き続きの懇談会ではありません。これだけの意見を「論点整理(案)」に書いていただいているので、私は7は必要ないと。むしろ用いるべきではないと思います。

○宇賀座長 では、河野委員、お願いします。

○河野委員 今の矢吹委員の御意見なのですけれども、今回検討するに当たって、広くパブコメを募集するときに、これまでどうだったかという資料は、私は必須だと思っております。是非この部分は残していただきたいというのが要望です。

それから、今回、私たちがこの懇談会を開くに当たった附則の理解なのですけれども、私自身は、ここに書かれているのは、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、必要があると認

めるときは所要の措置を講ずるものとするということで、つまり、導入ありきで、どういうふうに導入するかを検討する場ではなくて、防御権が必要があるかどうかを再度ここで検討する場だと認識しておりますので、この附則の読み方というのはそれぞれかなと思っております。そういうふうに附則を読むと、改めて先ほどの資料7というのは、是非ここに付けていただきたいと考えております。

それから、もう一点いいですか。今回のパブコメなのですけれども、先ほど三村委員もおっしゃっていたように、関心のある方にしか届かないのかなと危惧しております。どんな方がこれに意見を寄せられるのかと考えますと、やはりいろいろ御意見があるところから来るかなと思っております。パブコメの集まり具合にもよりますけれども、多数意見が全てを決定するのではないということを是非お願いしたいと思っております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今井委員、お願いします。

○今井委員 ただいまの矢吹委員の御意見を伺っていて、確かにそうだなと思う反面、やはり結論として、資料7は残されたほうがいいのではないかと思います。それは、今回は前回の独占禁止法基本問題懇談会と違いまして時間も限られておりますし、また、矢吹委員も強調されましたように、グローバルスタンダードということについて、今後議論がなされると思えますけれども、十分議論を詰めることができない可能性もございます。そうした場合に、パブリックコメントから寄せられる意見は大変貴重なものだと思っておりますけれども、その際に公的な機関として、従前、どのような基礎的研究をやってきたかを示すという意味では、この報告書載せて、更に御関心のある方は、そこから公表されているものをお読みいただくことが、現在の制度についてお考えいただく手掛かりをお示しするという意味において、適切であろうと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

舟田座長代理、お願いします。

○舟田座長代理 パブコメにかける前の整理案、今までいろいろなところで出ているわけですけれども、従来の経緯の中でダブっているものを含めて出すのが普通ではないかと思えます。ただ、確かに19ページを見ますと、冒頭、ちょっとぎよっとするので、これは最後のところでしたか、しかし、途中ではいろいろな議論があってというのがあるので、むしろページ数が多くても、載せたらいかがですかね。これは結論の部分だけですね。どれだけ増やすかどうか分かりませんが、独占禁止法基本問題懇談会でこういう議論があって、こうだったというのがあったと記憶しておりますので、あと数枚増えてしまうかもしれないかもしれませんが、前のところも含めて、むしろちゃんと出したほうがいいという意見です。

それから、私は事前にこれを読んで、大筋結構だなと思って、今日は来たのですけれども、皆さんのお話を伺って、やはりもう少し親切に書いたほうがいいかなと、少し考え直

したところがありまして、今までやってきて、サイトに既に配布資料と議事録は出ているので、ちゃんとパブコメで意見を言いたかったら、資料と議事録を読んだ上で言ってくださいよというのが筋だとは思いますが、しかし、それは大変膨大な数に上りますし、先ほどの及川委員の御意見でも、中小企業の方に分かりやすくということもありますので、「はじめに」の部分がいいのか、どこがいいのか分かりませんが、説明、あるいは参考資料1になるかも知れませんが、ある程度は分かるような説明をしていただいたほうが、そういう意味では、論点整理（案）自体でないのかもしれないですね。説明文というのは、ちょっと厚過ぎるのかなという感想です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官からコメントがありましたら、お願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 資料7につきましては、何名かの方から正反対の御意見をいただいておりますので、扱いにつきましては、事務局と座長で相談をさせていただきますけれども、よろしければ座長に御一任とさせていただければと思います。そのときの記載ぶりにつきましては、もう一度、独占禁止法基本問題懇談会の報告書を確認しまして、議論の過程についても記載の箇所があれば、それも併せて引くようにしたいと思っております。

それから、舟田先生おっしゃられた2点目のもう少し親切にというのは、例えば、どんなところをという御趣旨でございましょうか。

○舟田座長代理 例えば、本文は4ページから始まるのですが、「基本的な考え方」があって、(1)で「事件関係人の十分な防御の確保」となっているのですね。それ自体、順番がどうかはともかく、こういうことで問題になっていると。それについては、例えば、18ページに立入検査をこうやりますよと言って、それについての意見が出ているのですね。これを見ると、ああ、なるほど、立入検査でこういうことが問題になっているのかというのが最後に出てくるような気がいたしますね。だから、さっき言いましたように、配布資料と議事録を見れば分かるではないかということではあるのですが、どういう問題があって、防御権といっても、具体的にどういうことが問題になってきたかというのは説明を、そういう意味では基本的な考え方の前なのでしょうね。半分思いつきで恐縮なのですが、1ページ分ぐらいか、2ページ分ぐらいか、余り増えるのは望ましくありませんけれども、これは座長と事務局にお任せしたいと思っておりますけれども、ちょっと考えていただければなど、そういうことです。

○宇賀座長 ありがとうございます。

では、品川参事官から何かコメントありますでしょうか。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 それでは、恐らく「はじめに」の箇所になるかと思っておりますけれども、例えば、どういうことがイメージされて防御権が議論されているのか、あるいはどういう問題点が指摘されているのかということが分かるような形で「はじめに」を修正させていただく形で対応させていただきたいと思っております。

○宇賀座長 大沢委員、お願いします。

○大沢委員 先ほどから「基本的な考え方」のところの書きぶりというか、「実態解明機能の確保」というのはもうちょっと後でいいのではないかという御意見とか、少し強弱をつけたほうがいいのではないかという御意見もあったと思うのですけれども、今回、「事件関係人の十分な防御の確保」というのはもちろん重要で、それについて議論はしていると思うのですけれども、消費者というか、一般の国民からすれば、公正な経済活動が実現しているということが一番大事なことで、それを阻害する行為については、ちゃんと是正していただきたいというのが大前提だと思うので、私個人はこの順番でいいのではないかと考えていて、もし順番を変えられるということであれば、それでも結構なのですけれども、強弱をつけるような、「実態解明機能の確保」というのは主と従で言うと従というか、そういうふうな強弱をつけるというのはちょっと違うのではないかという感想を持ちましたので、一言申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、今日、様々な御意見をいただきましたので、本日の議論の中で委員の皆様から出されました御意見を適宜反映させた上で、論点整理としてパブリックコメントの手續に付したいと存じます。具体的な修正ですけれども、私と事務局との間で相談の上で論点整理（案）の修正を行いまして、事務局から各委員にその修正内容をお示ししたいと存じます。短期間の照会になろうかと存じますが、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。それを踏まえまして、更に修正が必要であれば修正したいと思いますけれども、大変恐縮ですが、非常に時間的な制約がございますので、その後、更に御意見いただいた場合の再調整につきましては、できましたら私に御一任いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、そのように進めたいと存じます。

論点整理につきましては、調整が整い次第、速やかにパブリックコメントの手續に付したいと存じます。また、公表前には委員の皆様には資料一式を参考送付させていただきたいと存じます。

本日は長時間にわたって活発に議論していただきまして、誠にありがとうございました。

次回の懇談会では、パブリックコメントで寄せられた意見を事務局に整理してもらいまして、それを委員の皆様にお示しする予定でございます。当日は寄せられた意見も参考に、懇談会としての議論に入ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、次回の日程について、事務局から説明をお願いします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 次回、第7回でございますけれども、既に日程照会をさせていただいておりますとおり、7月18日の午前10時ちょうどから、場所は本日の会議室、ここで開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

たします。

○宇賀座長 本日は、お忙しいところをどうもありがとうございました。これにて終了いたします。